平成22年度 特別会計決算額

歳入	歳出
67億8,231万円	64億9,944万円

※表示単位未満を四捨五入しています。事業会計は含んでいません。

特別会計とは、特定の事業を行う場合に、特定の収入をもって支出にあて、一般会計とは別に収支経理を行うことです。大津町には、７つの特別会計と１つの事業会計があります。

■特別会計

	歳入	歳出
国民健康保険特別会計	29億4,895万円	26億6,395万円
老人保健特別会計	801万円	630万円
大津町外四ヶ市町村共有財産管理処分事務受託特別会計	1,231万円	670万円
公共下水道特別会計	11億5,415万円	12億5,041万円
介護保険特別会計	19億7,901万円	18億4,507万円
農業集落排水特別会計	4億4,307万円	6億4,070万円
後期高齢者医療特別会計	2億3,682万円	2億2,832万円
特別会計合計	**67億8,231万円**	**64億9,944万円**
工業用水道事業会計	5,597万円	4,089万円

■町の貯金と借金（平成22年度末）

貯金	財政調整基金現在高	12億2,374万円
	減債基金現在高	3億4,197万円
	公共施設整備基金現在高	12億1,581万円
	その他の基金現在高	12億5,318万円
	合　計	40億3,470万円
借金	地方債現在高 （うち臨時財政対策債分）	104億8,367万円 （33億9,133万円）

■積立金および地方債の推移

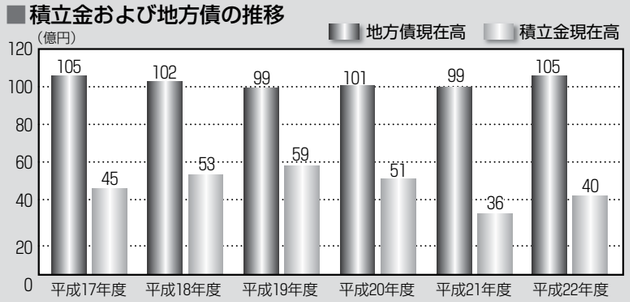

町民一人あたり（平成23年３月末）にすると…

積立金（貯金）
126,889円

地方債（借金）
329,706円
うち臨時財政対策債分
106,655円

※臨時財政対策債：国が交付すべき普通交付税の財源が不足したために、普通交付税が減額され、町の財源不足分を補うために借り入れた地方債

平成22年度の大津町の財政は健全な状態

健全化判断比率・資金不足比率をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、健全化判断比率として４つの指標（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債比率」「将来負担比率」）と「資金不足比率」を算定し、公表することになっています。平成22年度の決算から、比率を算定し「早期健全化基準」と比較すると、町の財政は健全な状態ということが分かります。

①**実質赤字比率**…一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。
町は実質黒字です。

②**連結実質赤字比率**…全ての会計を合算し、全体の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す比率です。
町は全会計黒字です。

③**実質公債費比率**…一般会計などで負担する借金の返済額などを指標化した比率です（３年間の平均値）。

④**将来負担比率**…一般会計などの借金の返済額など現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す比率です。

⑤**資金不足比率**…公営企業ごとの資金不足額の比率で、経営状況の悪化の度合いを示す指標ともいえます。町は公共下水道、農業集落排水、工業用水道の各会計とも資金の不足額はありません。

①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	⑤資金不足比率
－ （14.05）	－ （19.05）	12.8 （25.0）	31.6 （350.0）	－

※（　）内は早期健全化基準です。①、②、⑤は黒字のため“－”を表示しています。

11月は虐待防止月間

虐待はさまざまな種類があり、女性や高齢者、児童など虐待の対象によっても内容が変わってきます。具体的にどんなことが虐待にあたるのでしょうか。

▶身体的虐待…暴力的な行為で、身体的に苦痛を与える、または外部と接触をさせないような行為
▶心理的虐待…高圧的な言葉や態度などによって苦痛を与える行為
▶性的虐待…本人の合意もなく性的な行為を行ったり、強要するような行為
▶経済的虐待…財産や金銭の無断使用や、本人が望む金銭の使用を理由なく制限するような行為
▶ネグレクト…介護や生活の世話を行っている家族が、それを放棄するような行為
→セルフネグレクト（自ら自分の生命、健康などを損なうまま放置している状態）の場合も、同様に周囲の支援が必要です。

女性への暴力

「女性に対する暴力をなくす運動 in 熊本」

11月12日（土）～11月30日（水）

女性に対する暴力とは、性別に基づく暴力行為をいいます。ＤＶ、セクハラ、ストーカー、性犯罪、売買春などがそれに当たります。そもそも暴力は、その対象を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の実態や男女の置かれている社会構造を見るとき、特に女性に対する暴力について早急な対応が求められています。女性に対する暴力は、著しい人権侵害であり、男女共同参画社会を形成していく上で克服するべき重要な課題です。

■町の相談・問い合わせ

役場総務課　男女共同参画推進係
☎（293）3111
熊本県女性総合相談室
☎（355）2223

高齢者虐待

高齢者虐待とは、高齢者の「人としての尊厳を傷つける行為」です。その虐待を防止するためには、次のようなことが必要です。
①高齢者虐待について理解を深める
②高齢者とその家族を孤立させない
③虐待を受けている高齢者を見かけたら、町地域包括支援センターへ相談する

虐待されている高齢者の約７割に何らかの認知症の症状がみられます。介護、特に認知症介護の負担が、虐待と大きく関わっていると考えられます。介護負担の軽減には、認知症の正しい知識の理解が必要です。町は、「認知症サポーター養成講座」を実施し、随時受け付けています。

■町の相談・問い合わせ

町地域包括支援センター
☎（292）0770
県認知症コールセンター
☎（355）1755（水曜休）

児童虐待

～しつけと虐待の違い～
子どもに対する親の行為の全てがしつけではありません。
親がしつけと思っていても、子どもを傷つけてしまうこと、暴力をふるうことは「虐待」です。
もし子どもを虐待してしまいそうになったら、子どもから離れましょう。気分を変えたり、誰かに相談したり…。子どもを傷つけてしまう前に、自分を助けましょう。誰かに話すだけで気持ちが軽くなったり、解決策が浮かぶことは多いものです。
不安や悩みを、勇気を出して信頼できる人に話してみませんか？

■町の相談・問い合わせ

役場子育て支援課　子育て支援係
☎（293）5981
中央児童相談所
☎（381）4451
24時間対応　全国共通窓口
☎0570（064）000

ひとりで悩んでいませんか？

虐待者＝悪者というわけではありません。適切な対応が分からないために、つい手をあげてしまうなど、虐待の背景にはさまざまな要因があります。虐待を受ける側だけではなく、虐待をしてしまう側にも支援が必要です。行政のサービスや地域の施設を上手に頼ることで心の負担を軽減し、虐待ができるだけ起こらないような環境を作ることが大切です。虐待を身近なものとして捉え、虐待が起こらないよう、地域全体で支え合っていきましょう。